

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成28年3月24日(2016.3.24)

【公開番号】特開2015-115794(P2015-115794A)

【公開日】平成27年6月22日(2015.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2015-040

【出願番号】特願2013-256651(P2013-256651)

【国際特許分類】

H 04 W 76/04 (2009.01)

H 04 W 88/16 (2009.01)

H 04 W 8/26 (2009.01)

【F I】

H 04 W 76/04

H 04 W 88/16

H 04 W 8/26 110

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月8日(2016.2.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

前記接続部は、前記第1のアドレスが動的に変更可能なアドレスであり、かつ、前記判定部によって前記第1のアドレスが攻撃対象であると判定された場合、前記第1の無線アクセス方式による接続を切断するとともに、前記第1のアドレスとは異なる第2のアドレスを前記無線通信装置に割り当て、前記第2のアドレスに応じた第2の無線アクセス方式により、前記第2のアドレスが割り当てられた前記無線通信装置と無線通信可能に接続し、

前記制御部は、前記転送部を制御して、前記第2のアドレスを宛先とする第2のパケットを受信して、前記第2のアドレスが割り当てられた前記無線通信装置に転送することを特徴とする請求項3に記載の転送装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項8】

攻撃パターンとなるパケットの特徴情報を記憶する記憶部と、

前記転送部を制御して、前記第1のパケットのうち、前記特徴情報を参照して前記攻撃パターンに該当すると判断されなかった前記第1のパケットを、前記第1のアドレスが割り当てられた前記無線通信装置に転送する制御部と、を有することを特徴とする請求項1に記載の転送装置。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 9】

前記制御部は、前記第1のパケットのうち、前記攻撃パターンに該当すると判断された前記第1のパケットを廃棄することを特徴とする請求項8に記載の転送装置。